

臨床実習におけるマイナス一覧

通し 番号	参照先	項目	事由	減点	備考	
1	臨床実習のアウトカム評価	私の目標とする医師像	記載なし	1		
2			記載遅れ（1週間以内）	0.5		
3			不適切記載	0.5		
4	電子カルテにおける責任 ならびに罰則	1) アクセス履歴	担当患者ならびに指導医の許可外の患者 へのアクセス	1	定期的なアクセスごとに減点する。	
5			著名人、近隣者、知人、学生、教職員、そ の他スタッフなどへのアクセス	2		
6			その他明らかに学習目的以外のアクセス	2		
7		2) 他人のアカウント利用	他人のアカウントによる閲覧・入力	1	繰り返す場合はその都度、減点する。	
8			他人に自分のアカウントによる閲覧・入力を 許可した場合	1		
9		3) カルテへの虚偽記載ならびに 不適切記載	虚偽記載	--	アンプロフェッショナル規定に則り、教務委員会 へ報告する。その程度により、教務委員会での 処罰を検討する。	
10			不適切記載	--		
11		4) 印刷、USB保存、画面の撮 影	印刷、USB保存、画面の撮影（1回あた り）	1		
12		5) 個人情報漏洩	個人情報漏洩	--	その程度により、教務委員会での処罰を検討す る。	
13		6) 悪質な行為	意図的なカルテの改ざん、個人情報の意図的漏 洩、個人情報の売買、ストーカー行為、嫌がらせな ど個人情報の悪用、他人のアカウントによる不正行 為、その他教務委員会で悪質と判断した事例	--	臨床実習不合格+懲戒委員会・教授会にて 停学、退学処分	
14		シラバス（臨床実習）	付記	トレーニング室閉じ込め	0.1	
15				トレーニング室での飲食	0.2	
16				アンプロフェッショナル行動	--	アンプロフェッショナル規定に則り、教務委員会 へ報告する。その程度により、教務委員会での 処罰を検討する。
17	白衣、術衣、スクラブなどのまま学外へ出るこ と、店舗の利用など			1	教務委員会にて判定する。	
18	学生への助言			健康診断の未受診、ワクチンの未接種、禁 煙誓約書未提出者、健康調査票未提出	--	実習を認めない。

■その他の減点、処分等について

●電子カルテのシステム利用において、システム管理担当責任者ならびに教務委員会から、不適切な利用を指摘された場合には、当該学生のシステム利用が制限される場合がある。

結果として、臨床実習そのものについて未達成ならびに不合格と評価されることもある。（「電子カルテ（学生メモを含む）の利用について」参照）

●電子カルテのシステム利用において、年度を越えて不正が発覚した場合は、次年度において処分を行う。
次年度臨床実習不合格、留年、卒業延期などもありうる。（「電子カルテにおける責任ならびに罰則」参照）

●「患者の前での私物のタブレット、スマートフォン等、電子端末の使用」「病院内での私物のタブレット、スマートフォン等、電子端末を用いた臨床実習に関係のない行為（ゲーム等）」「SNS等による個人情報や不適切な内容の投稿」いずれも厳禁。

上記の行為が発覚した場合は、臨床実習不合格となる。（「臨床実習学生心得」参照）

※ただし、最終的な実習不合格者は上記の評価をもとに教務委員会で判定する。